

最近の年金関連トピックス

平成28年10月

目次

本資料掲載のトピックス	… 2
1. 平成28年3月末の年金財政状況	
1-1. DB年金の平成28年3月決算積立状況等	… 4
2. 厚生年金基金関連	
2-1. 平成27年度の厚年本体利回りは▲3.63%	…12
2-2. 平成27年度の最低責任準備金(期ズレなし)の付利率は▲3.63%(告示改正)	…13
2-3. 平成28年4月～6月の最低責任準備金(期ズレなし)付利率は年▲14.64%(告示改正)	…14
3. 企業年金制度改正に関する動き	
3-1. 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について	…16
3-2. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令案に関する意見募集について	…17
3-3. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の公布について	…19
3-4. 平成29年度厚生労働省税制改正要望公表	…21
4. 退職給付会計関連	
4-1. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2015年度)	…23
4-2. ASBJリスク分担型企業年金の会計上の取扱いに関する議論を再開	…26
4-3. ASBJリスク分担型企業年金の会計上の取扱い基準確定時期を延期	…27
4-4. 年金債務最大91兆円	…28
5. その他のトピックス	
5-1. 公的年金の受給資格期間、来秋より25年から10年に短縮へ	…31
6. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴(平成28年7月～9月)	…33

※ 平成28年7月～平成28年9月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

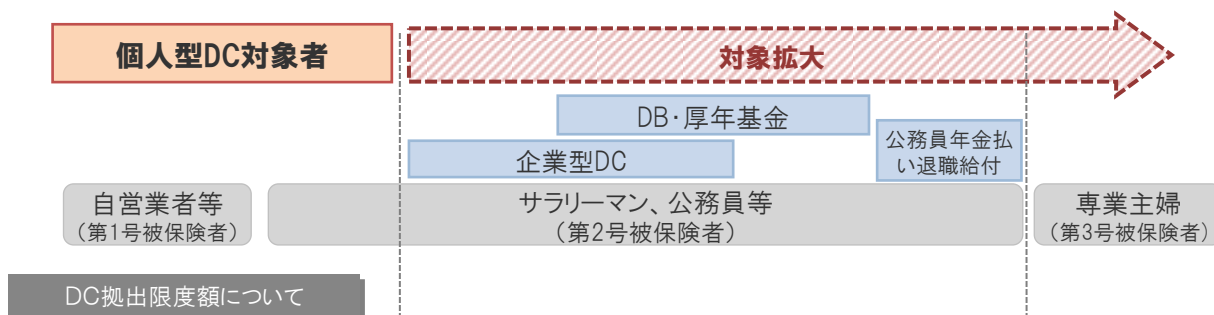
本資料掲載のトピックス

《確定拠出年金法等の改正動向》 ⇒P.17～20

6月3日に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が、9月23日に発出されました。内容は、平成29年1月1日施行の「個人型DCの適用範囲の拡大」です。

改正前の個人型DCについては、第1号被保険者と企業年金がない第2号被保険者に加入範囲が限られていました。これは、企業年金がない第1号被保険者や第2号被保険者に対して、企業年金に代わるものとして個人型DCを提供するという考え方に基づいたものでした。しかし、現行制度では、企業型DCに加入していた人が第3号被保険者となった場合は、個人型DC加入者にはならず、個人別資産を運用するだけの運用指図者となるしかありませんでした。

改正後は、企業年金の代替制度という考え方を改め、個人型DCの適用範囲を他の企業年金加入者や公務員、第3号被保険者など今まで個人型DC加入者となることが出来なかった人に拡大し、全ての人が加入できる仕組みとなりました。自助努力によって老後の資金を確保する途を拓くこととしたわけです。



		第1号被保険者	第2号被保険者				公務員	第3号被保険者
			確定給付型 企業年金なし		確定給付型 企業年金あり			
			企業型DCなし	企業型DCあり	企業型DCあり	企業型DCなし		
企業型	現状	-	-	年額66万円	年額33万円	-	-	-
	法改後	-	-	年額66万円 (年額42万円 [※])	年額33万円 (年額18.6万円 [※])	-	-	-
個人型	現状	年額81.6万円	年額27.6万円	加入できず	加入できず	加入できず (運用指図者)	加入できず (運用指図者)	加入できず (運用指図者)
	法改後	年額81.6万円	年額27.6万円	年額24万円 [※]	年額14.4万円 [※]	年額14.4万円	年額14.4万円	年額27.6万円
合計		年額81.6万円	年額27.6万円	年額66万円	年額33万円	年額14.4万円	年額14.4万円	年額27.6万円

※ 企業型DCの加入者に個人型DCへの加入を認める旨規約に明記した場合

《リスク分担型企業年金の会計上の取扱いに関する議論》 ⇒P.26～27

新たに導入が予定されている「リスク分担型企業年金」の会計上の取扱いに関して、企業会計基準委員会は公開草案に対して寄せられたコメントへの対応案についての議論を開始しました。同制度は、当初定められた掛金以外、追加掛金負担を求められないため、会計上、DCに分類するという基本的な取扱いに関しては、変更される可能性は低い見込みです。

ただ、同制度の給付調整部分(給付減額相当額)を他の制度から補てんする場合の取扱いなどで、慎重な審議が続けられており、当初9月中としていた作業完了は、10月～11月にずれ込む見込みとなっています。

1. 平成28年3月末の年金財政状況

1-1. DB年金の平成28年3月決算積立状況等

- 継続基準の積立水準の平均は、1.21
ほぼ全てのDB年金は継続基準による掛金の見直しが不要
- 非継続基準の積立水準の平均は、1.37
約9割のDB年金は非継続基準を充足

三菱UFJ年金ニュースNo.415(7/4)

- 平成28年3月末に決算を迎えた弊社総幹事先DB年金324件（基金型128件、規約型196件）について、積立水準等の集計を行いました。
（全てのDB年金を対象とした集計ではないことにご留意ください）
- 継続基準の積立水準※1の平均は、1.21
ほぼ全てのDB年金は継続基準による掛金の見直しは必要ありませんでした。
- 非継続基準の積立水準※2の平均は、1.37
88%のDB年金は非継続基準を満たしました。

※1 純資産額／責任準備金

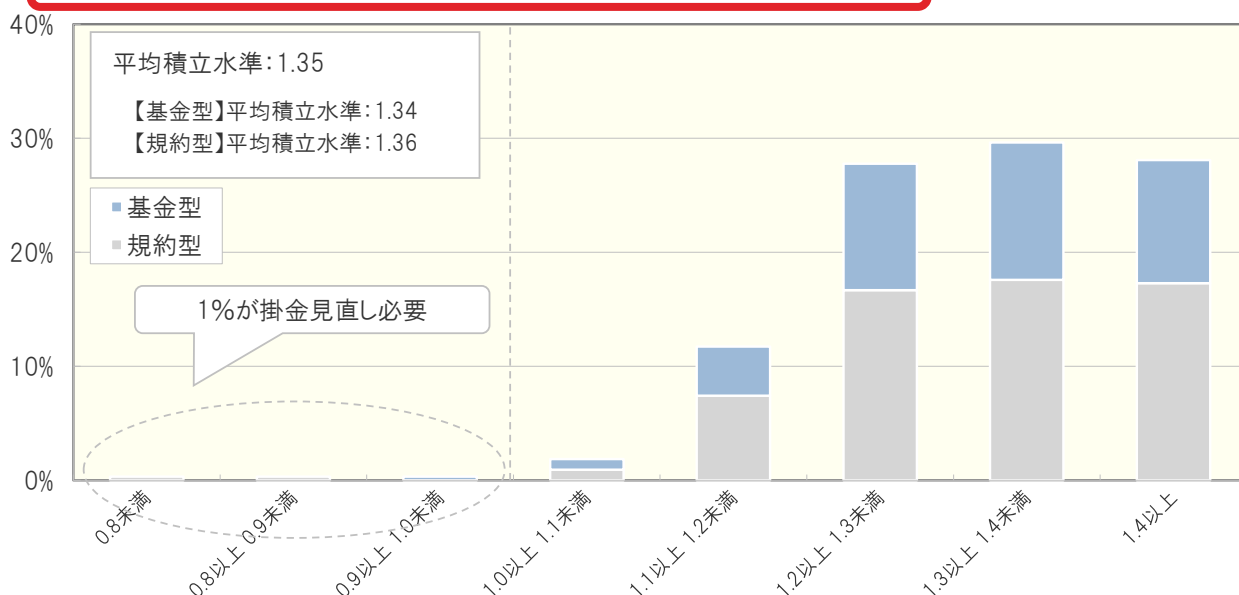
※2 純資産額／最低積立基準額(未認識控除後)

1-1. DB年金の平成28年3月決算積立状況等

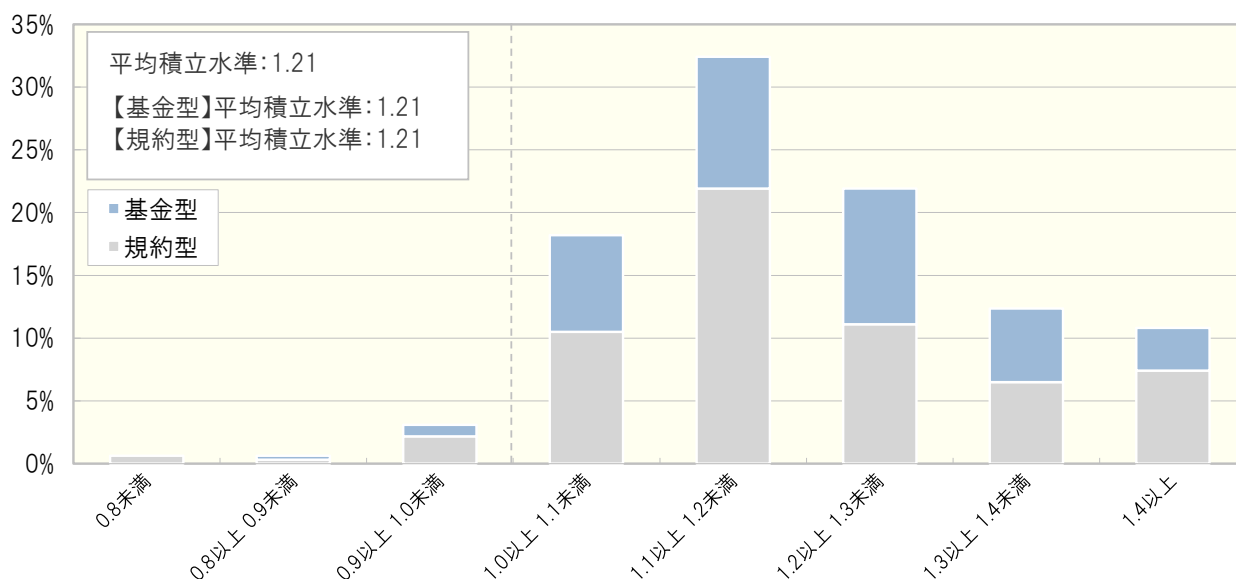
1. 継続基準の積立水準分布

- (1)の「(数理上資産額+許容繰越不足金)／責任準備金」が1.0未満であれば、責任準備金確保のため、掛金の見直しが必要です。
- (2)の「純資産額／責任準備金」が1.0未満の場合は継続基準に抵触していますが、「(数理上資産額+許容繰越不足金)／責任準備金」が1.0以上であれば、継続基準による掛金の見直しは不要です。
- (3)の「純資産額／数理債務」が高い場合、積立不足が小さく、財政上の健全度が高いと言えます。

(1) (数理上資産額+許容繰越不足金)／責任準備金

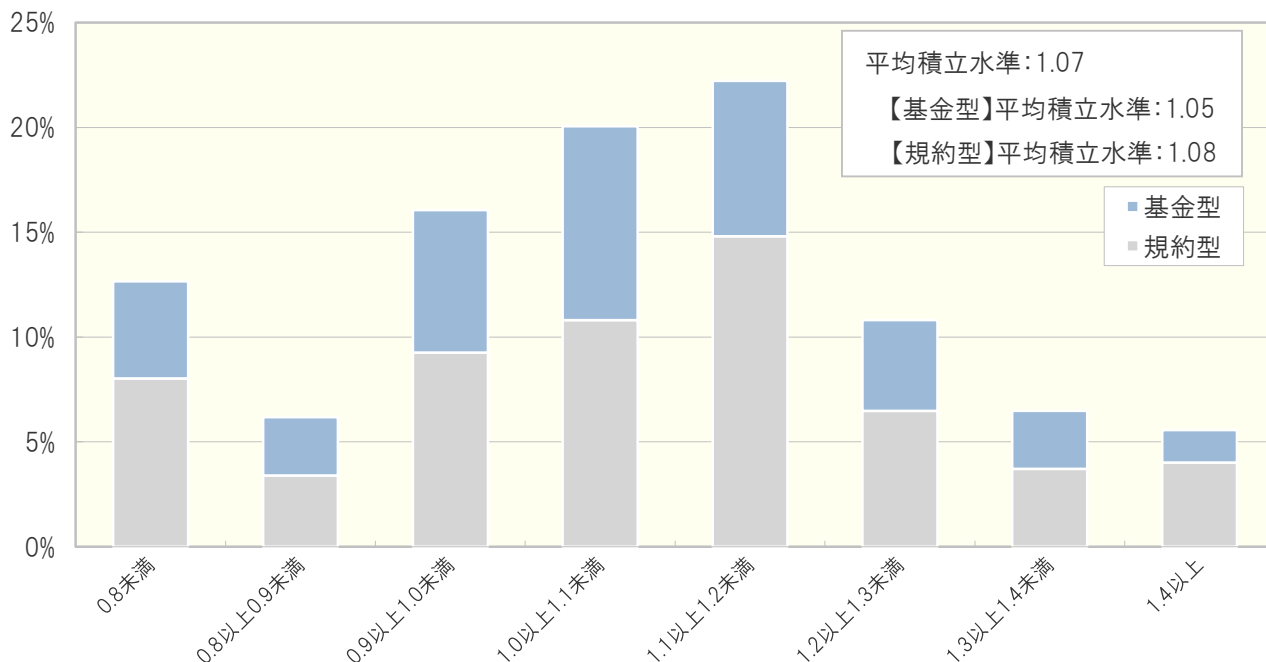


(2) 純資産額／責任準備金



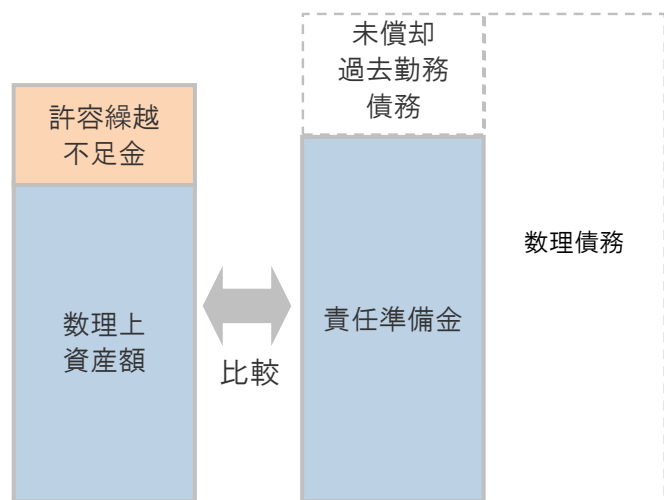
1-1. DB年金の平成28年3月決算積立状況等

(3) 純資産額／数理債務

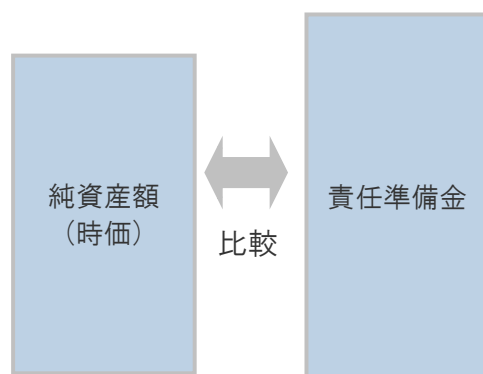


【ご参考】 継続基準の財政検証

(1) (数理上資産額＋許容繰越不足金)／責任準備金



(2) 純資産額／責任準備金

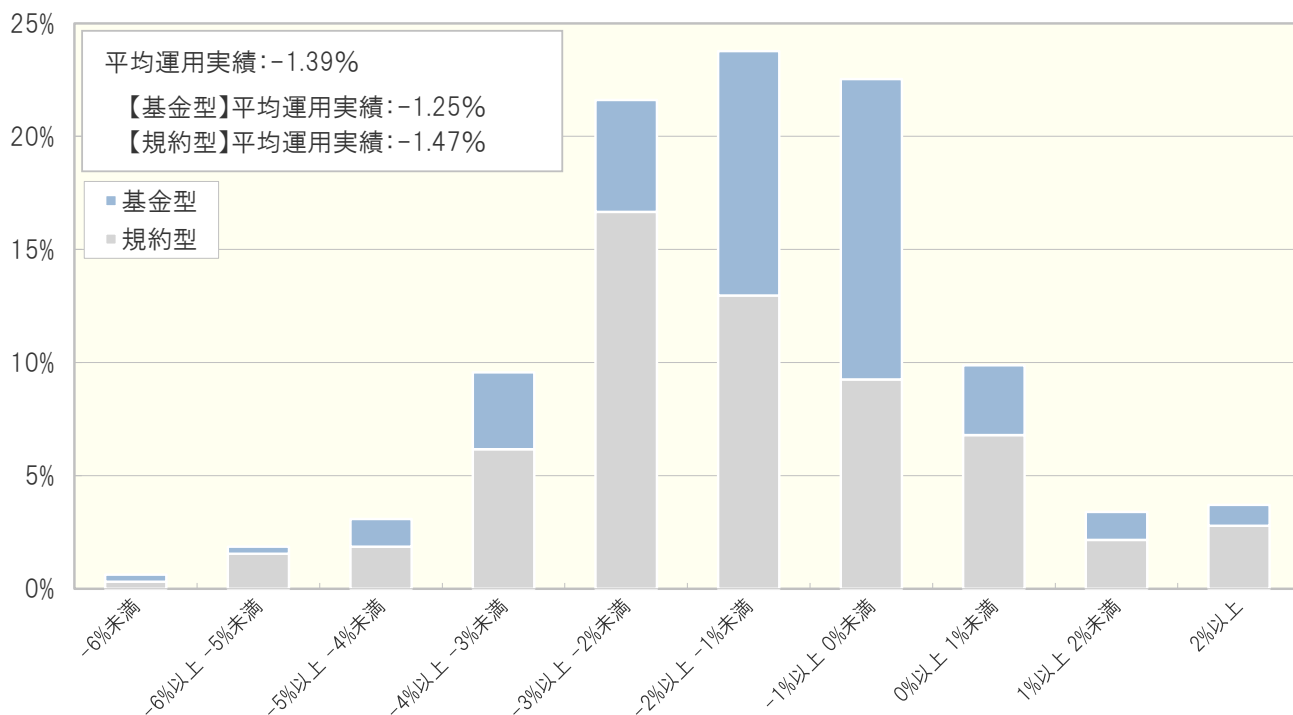


$$\text{責任準備金} = \text{数理債務} - \text{未償却過去勤務債務}$$

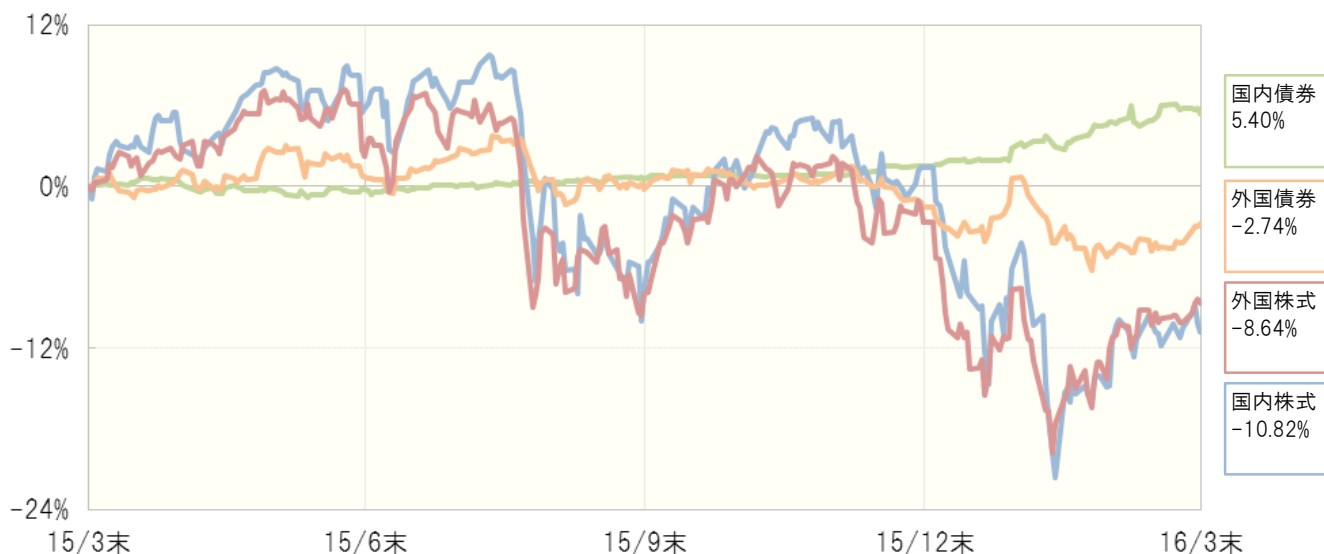
1-1. DB年金の平成28年3月決算積立状況等

2. 運用実績(時価ベース利回り)

- 運用実績は各制度のポートフォリオ等によってばらつきが生じることがあります。



【ご参考】累積市場収益率(平成27年4月～平成28年3月)



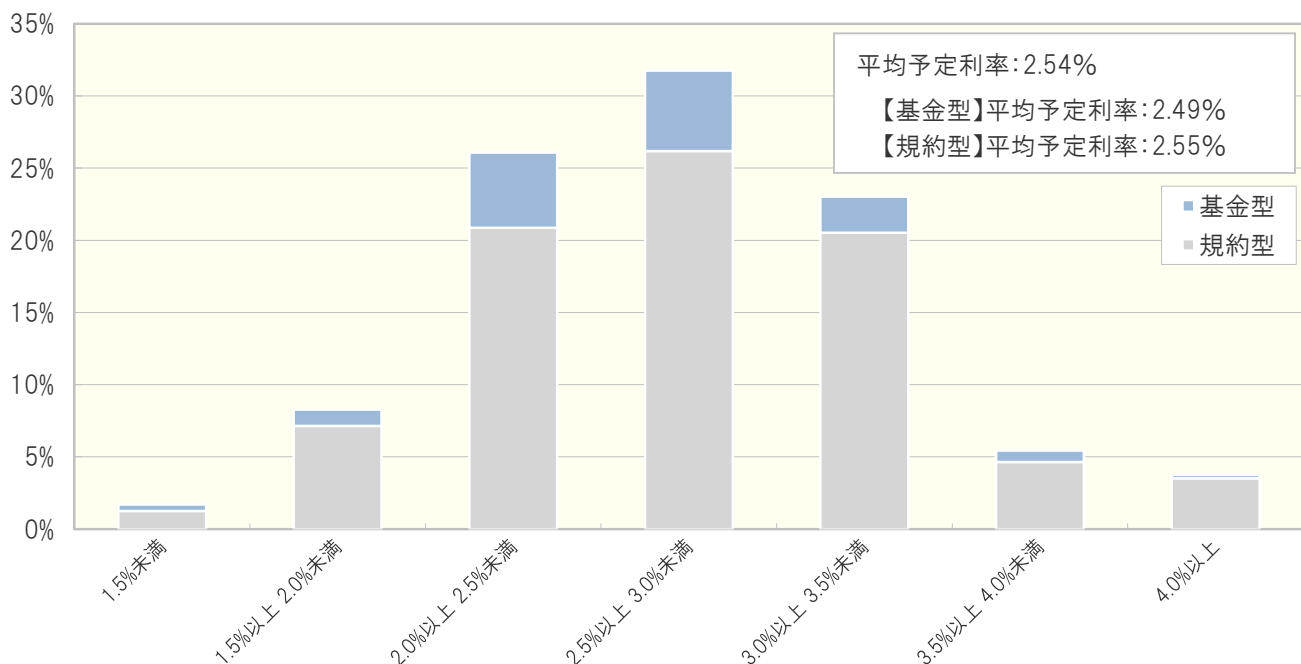
市場インデックスは、以下の通りです。

- 国内債券: NOMURA-BPI(総合)
- 国内株式: TOPIX(配当込)
- 外国債券: シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 外国株式: MSCI-KOKUSAIインデックス(円ベース、税引前・配当込)

1-1. DB年金の平成28年3月決算積立状況等

3. 継続基準の予定利率

【集計対象：過去1年間の決算先】

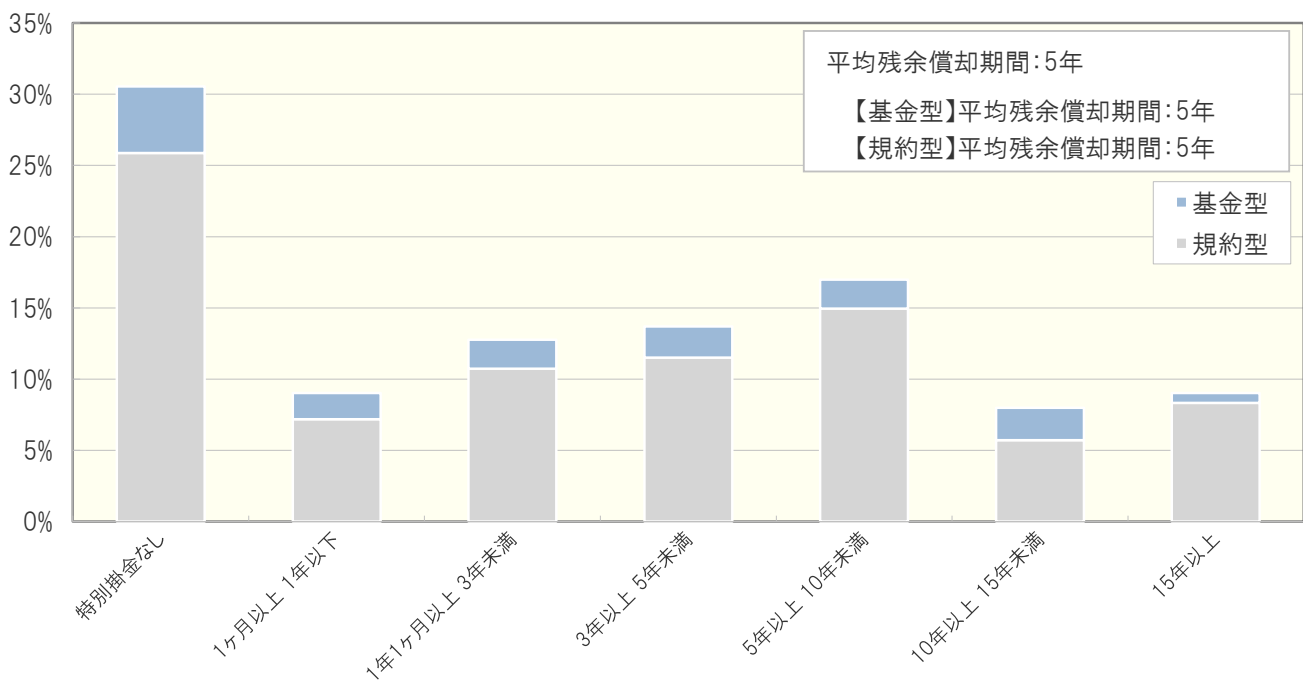


※ 同一制度で複数の予定利率を設定している場合は、最も低い率を集計対象としています。

4. 特別掛金の残余償却期間

【集計対象：過去1年間の決算先】

- 特別掛金の償却期間が長いと加入者の減少や基準給与の減少などによる将来の収入不足の影響を受けやすくなります。



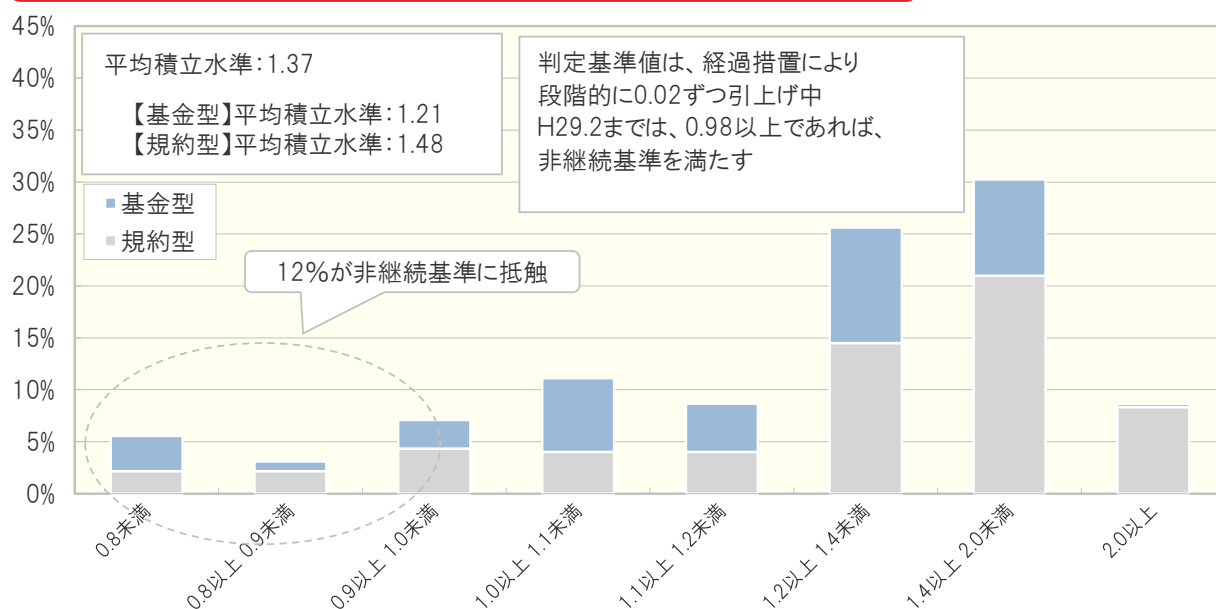
※ 同一制度で複数の特別掛金を設定している場合は、最長の残余償却期間を集計対象としています。

1-1. DB年金の平成28年3月決算積立状況等

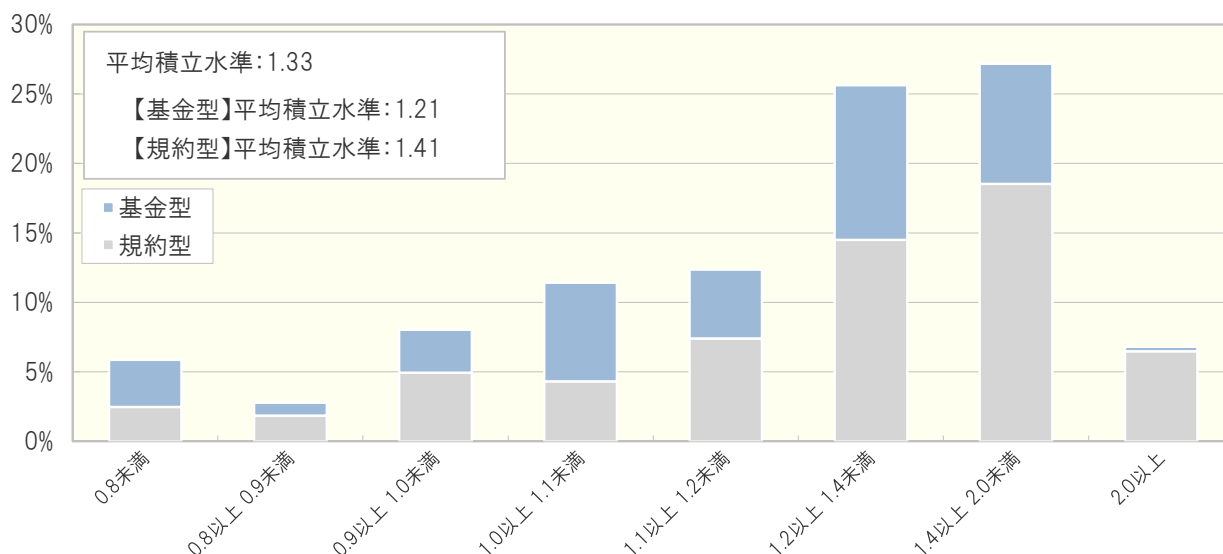
5. 非継続基準の積立水準分布

- (1)の「純資産額／最低積立基準額(未認識額控除後)」が0.88未満の場合は非継続基準に抵触します。
- (1)の「純資産額／最低積立基準額(未認識額控除後)」が0.88以上0.98未満の場合は過去3事業年度の積立水準も考慮して、非継続基準の財政検証の判定を行います。
- 「未認識額」とは適格年金から権利義務移転した場合等の経過措置(激変緩和措置)により最低積立基準額から控除できる額のことです。
- (2)の「純資産額／最低積立基準額(未認識額控除前)」は、上記経過措置分の債務も加算した本来的な債務に対する積立比率です。

(1) 純資産額／最低積立基準額(未認識額控除後)



(2) 純資産額／最低積立基準額(未認識額控除前)



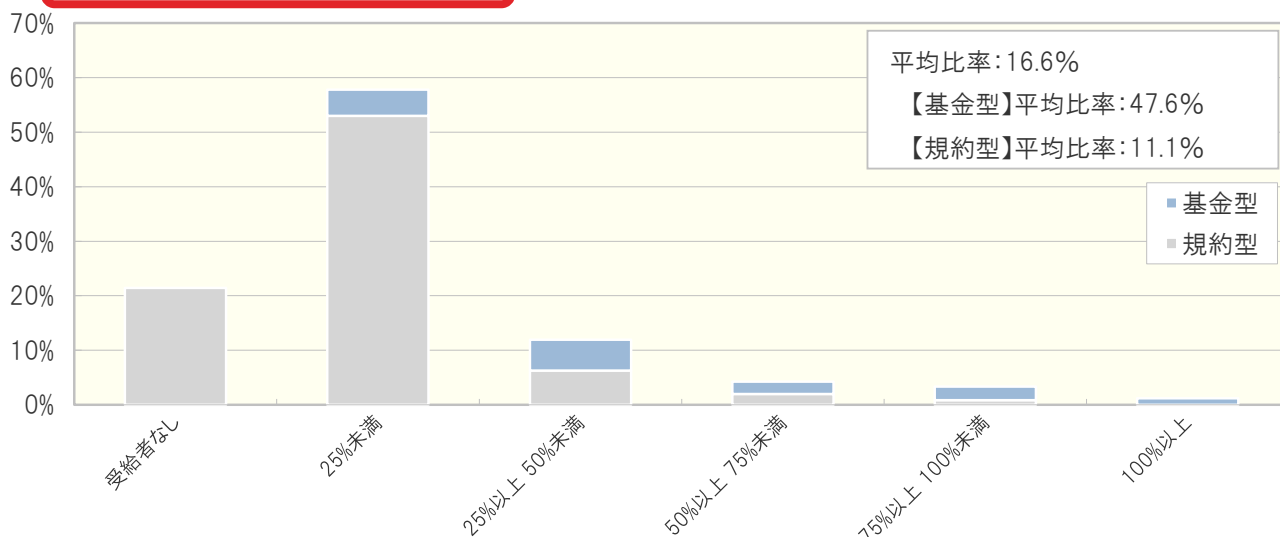
1-1. DB年金の平成28年3月決算積立状況等

6. 成熟度に関する指標

【集計対象：過去1年間の決算先】
（標準掛金がゼロの先を除く）

- 制度設立後の経過年数に従って成熟度が徐々に高まっていくことは年金制度として自然な現象です。
- 成熟度を見るポイントとしては、毎年の変動の状況（急上昇していないか）や、その要因（新規採用者の減少や事業所脱退に伴うもの等）があります。
- 以下では成熟度を見るための代表的な指標をご案内します。

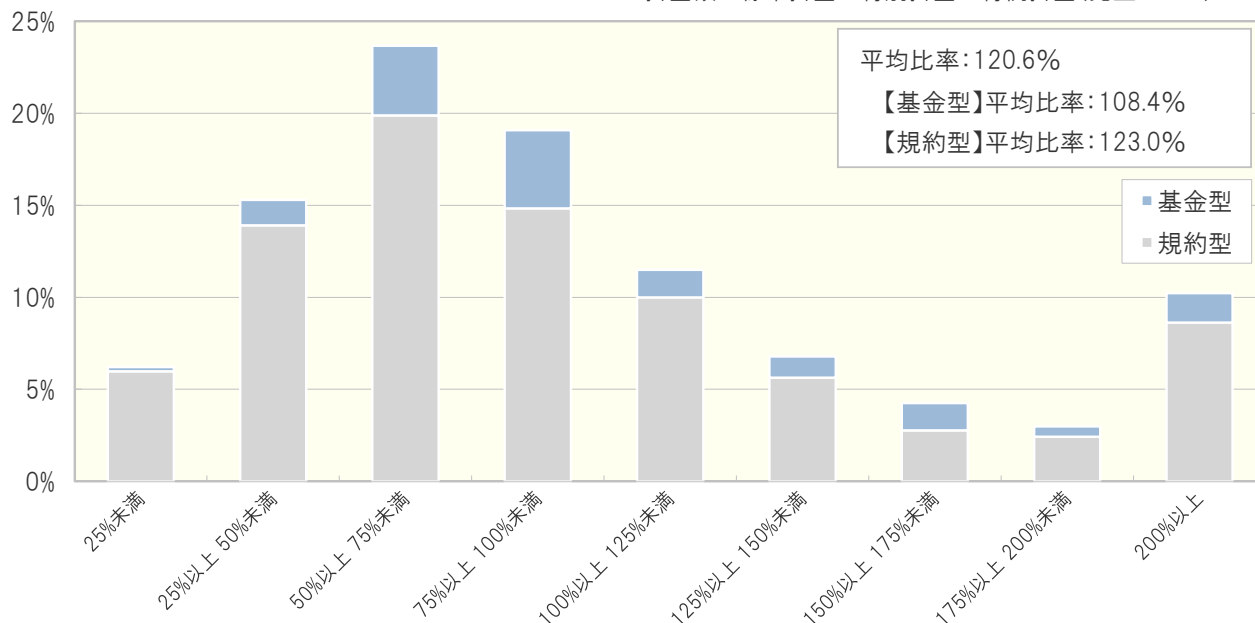
(1) 受給者数／加入者数



(2) 給付額※1／掛金額※2

※1 給付額＝一時金給付額＋年金給付額（発生ベース）

※2 掛金額＝標準掛金＋特別掛金＋特例掛金（発生ベース）



(注) 以下の平均値は、今回ご報告の決算月の2ヶ月前から過去1年間を対象期間として、弊社総幹事先DB年金の決算時の数値を集計しています。
 ・「3.継続基準の予定利率」の「平均予定利率」
 ・「4.特別掛金の残余償却期間」の「平均残余償却期間」
 ・「6.成熟度に関する指標」の「平均比率」

2. 厚生年金基金関連

2-1. 平成27年度の厚年本体利回りは▲3.63%

- 平成27年度の厚年本体利回りは▲3.63%
(厚生労働省の公表数値)

三菱UFJ年金ニュースNo.418(8/5)

厚年基金の財政決算への影響

- ✓ 上記の率は平成27年度財政検証に用いる最低責任準備金付利率に係る推計値です。
- ✓ 今般公表の数値は、具体的には次の利回りとして使用します。
 - ・ 最低責任準備金(期ズレなし)の算出に用いる利回り(平成27年度分)
 - ・ 最低責任準備金(期ズレあり)の将来予測に用いる利回り(平成29年分)
- ✓ 厚年基金の最低責任準備金の算出に用いる利回りは、別途告示改正される予定(昨年は8月18日)ですが、厚年本体利回りと異なる値になることはないものとして告示公布に先んじて対応を進めて構わない旨、厚生労働省より連絡を受けています。

2-2. 平成27年度の最低責任準備金(期ズレなし) の付利率は▲3.63%(告示改正)

- 平成27年度の最低責任準備金(期ズレなし)の付利率は▲3.63%(告示改正)

三菱UFJ年金ニュースNo.421(8/19)

厚年基金への影響

- ✓ 今般の告示改正は、平成27年度の厚年本体利回りが▲3.63%に確定したことを受け、以下の利回りが▲3.63%となることを定めるものです。
 - ・ 最低責任準備金(期ズレなし)の算出に用いる利回り(平成27年度分)
 - ・ 最低責任準備金(期ズレあり)の算出に用いる利回り(平成29年分)
- ✓ 平成27年度末時点で存続している厚生年金基金においては、これまで告示に記載されていた平成27年度の四半期毎の利回りは適用せず、今般告示された利回りを適用します。(平成28年1月31日以後に解散・代行返上の認可を受けた基金も同様)
- ✓ 平成28年1月30日以前に解散・代行返上の認可を受けた基金には、平成27年度の四半期毎の利回りを適用します。

2-3. 平成28年4月～6月の最低責任準備金(期ズレなし)の付利率は年▲14.64%(告示改正)

- 平成28年4月～6月における最低責任準備金(期ズレなし)の付利率は▲14.64%(年率)

三菱UFJ年金ニュースNo.422(9/16)

最低責任準備金の算出に用いる利率

	厚年本体 利回り	期ズレなしの 最低責任準備金の 算出に用いる利率			期ズレありの 最低責任準備金の 算出に用いる利率		<ご参考> 年度換算
		4月～6月	7月～9月	10月～12月	4月～12月	1月～3月	
平成9年度	4.66%	—	—	—	—	—	—
平成10年度	4.15%	—	—	—	—	—	—
平成11年度	3.62%	(10月以降)3.62%	—	—	(10月以降)4.66%	4.15%	—
平成12年度	3.22%	3.22%	—	—	4.15%	3.62%	4.02%
平成13年度	1.99%	1.99%	—	—	3.62%	3.22%	3.52%
平成14年度	0.21%	0.21%	—	—	3.22%	1.99%	2.91%
平成15年度	4.91%	4.91%	—	—	1.99%	0.21%	1.54%
平成16年度	2.73%	2.73%	—	—	0.21%	4.91%	1.36%
平成17年度	6.82%	6.82%	—	—	4.91%	2.73%	4.36%
平成18年度	3.10%	3.10%	—	—	2.73%	6.82%	3.74%
平成19年度	▲3.54%	▲3.54%	—	—	6.82%	3.10%	5.88%
平成20年度	▲6.83%	▲6.83%	—	—	3.10%	▲3.54%	1.40%
平成21年度	7.54%	7.54%	—	—	▲3.54%	▲6.83%	▲4.37%
平成22年度	▲0.26%	▲0.26%	—	—	▲6.83%	7.54%	▲3.43%
平成23年度	2.17%	2.17%	—	—	7.54%	▲0.26%	5.53%
平成24年度	9.57%	9.57%	—	—	▲0.26%	2.17%	0.34%
平成25年度	8.22%	8.22%	—	—	2.17%	9.57%	3.97%
平成26年度	11.61%	11.61%	—	—	9.57%	8.22%	9.23%
平成27年度	▲3.63%	▲3.63%	—	—	8.22%	11.61%	9.06%
平成28年度	—	▲14.64%	—	—	11.61%	▲3.63%	7.59%
平成29年度	—	—	—	—	▲3.63%	—	—

3. 企業年金制度改革に関する動き

3-1. 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について

- ・ 企業年金基金の名称の審査基準を改正
- ・ 基金の名称は、法人の目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならず、3つの基準を満たすことが必要
- ・ 改正日：平成28年8月1日

三菱UFJ年金ニュースNo.417(8/1)

企業年金基金の名称の審査基準に係る改正内容

規約認可事項	審査要領
<p>名称中に「企業年金基金」という文字を用いていること(DB法第10条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他に同じ名称の基金が存在しないことを確認すること。 ・ 基金の名称は、法人の目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならず、次の基準を満たしていること。 <p>①既存の企業年金基金と誤認させるおそれのある名称でないこと。</p> <p>②国又は地方公共団体の機関等と誤認させるおそれのある名称でないこと。</p> <p>③複数の事業所(事業所間の人的関係又は資本関係が緊密な場合を除く。)が共同して設立しようとする場合は、事業所の所在する地域とかけはなれた名称でないこと。</p> <p>(下線部分が新たに追加された審査要領)</p>

3-2. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政省令案に関する意見募集について

- 平成29年1月1日施行の「個人型DCの適用範囲の拡大」に関する政省令案についての意見募集を開始

三菱UFJ年金ニュースNo.419(8/9)

個人型DCの適用範囲の拡大の概要

【施行日】平成29年1月1日

- 個人型DCの適用範囲について、第3号被保険者および企業年金加入者※、公務員等共済加入者についても加入を可能とする。
※企業型年金（DC）加入者については規約に定めた場合に限る。

今回開示された関係政令案の概要

項番	項目	政令案の概要
1	運営管理業務の委託要件の見直し	企業型DCおよび個人型DCに同時に加入した場合について、各々の運営管理機関が業務を行うことが可能となるよう所要の措置を講じる
2	個人型DC適用拡大に伴う 拠出限度額規定の改正	新たに個人型DCの加入者となる者についての拠出限度額の水準を規定
3	個人型DC加入対象外の 範囲を定める規定の削除	個人型DCの加入対象外の者の規定（確定拠出年金法施行令第35条）を削除
4	脱退一時金の支給要件の 見直し	脱退一時金の支給要件である個人別管理資産額上限について、個人型DCに加入可能かどうかに関わらず、25万円に統一する※ ※従来は、個人型DCに加入可能な者は25万円、個人型DCに加入できない者は50万円 また、個人型DC脱退一時金の支給要件判定に用いる個人別管理資産額は、企業型DCと個人型DCの資産額を合算した金額とするが、支給額については合算しない。 企業型DC脱退一時金の支給要件判定についても合算しない金額とする。
5	脱退一時金の支給要件にお ける通算拠出期間の見直し	脱退一時金の支給要件判定に用いる通算拠出期間から、企業型DCおよび個人型DCに同時に加入していた重複期間を排除する規定を追加
6	個人別管理資産の移換に 関する経過措置	個人別管理資産の移換に関する必要な経過措置を講ずる

3-2. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政省令案に関する意見募集について

今回開示された関係省令案の概要

項番	項目	省令案の概要
1	厚生労働大臣から連合会への通知規定の整備	企業型DCの加入者が個人型DCに加入可能である旨を事業主が規約に定めた場合等の国民年金基金連合会への通知事項を規定
2	老齢給付金の請求時における通算加入者等期間の通算	企業型DCと個人型DCに同時加入した者についての裁定時には、両期間を合算するため、各々の記録関連運営管理機関の間で必要な記録の提供を求める旨を規定
3	脱退一時金の請求時における通算拠出期間等の通算	
4	加入者等への通知内容の拡充	企業型DCと個人型DCに同時加入した場合、加入者等への通知内容に通算加入者等期間等を加えるよう規定
5	老齢給付金の額の算定方法の変更	企業型DCと個人型DCの個人別管理資産をそれぞれ保有している場合の老齢給付金の額について、企業型DCと個人型DCの各々の個人別管理資産に基づき算定するよう規定
6	企業型DCの規約の閲覧規定の整備	事業主は企業型DCの規約を事業所ごとに備え置き閲覧させる場合、電磁的方法での代替も可能とするよう規定
7	個人別管理資産の移換に関する経過措置	個人別管理資産の移換に関する必要な経過措置を講ずる

3-3. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の公布について

- 6月3日に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令を発出
- 内容は、平成29年1月1日施行の「個人型DCの適用範囲の拡大」

三菱UFJ年金ニュースNo.423(9/23)

改正法の概要

【施行日】平成29年1月1日

- 個人型DCの適用範囲について、第3号被保険者および企業年金加入者、公務員等共済加入者についても加入を可能とする。

公布された関係政令の概要

項番	項目	政令の概要
1	運営管理業務の委託要件の見直し	(第7条第1項) 企業型DCおよび個人型DCに同時に加入した場合について、各々の運営管理機関が業務を行うことを可能とする
2	個人型DC適用拡大に伴う拠出限度額規定の改正	(第11条)企業型DC掛金 ・個人型DC同時加入可能者(※)であって、他制度加入者以外の者 ⇒月額3.5万円(年額42万円) ・個人型DC同時加入可能者であって、他制度加入者である者 ⇒月額1.55万円(年額18.6万円) (第36条)個人型DC掛金 ・個人型DC同時加入可能者であって、他制度加入者以外の者 ⇒月額2万円(年額24万円) ・個人型DC同時加入可能者であって、他制度加入者である者 ⇒月額1.2万円(年額14.4万円) ・企業型DC以外の他制度加入者 ⇒月額1.2万円(年額14.4万円) ・公務員 ⇒月額1.2万円(年額14.4万円) ・第3号被保険者 ⇒月額2.3万円(年額27.6万円) (※)企業型DC加入者で新たに個人型DCの加入者となる者

3-3. 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の公布について

公布された関係政令の概要(つづき)

項番	項目	政令の概要
3	個人型DC加入対象外の範囲を定める規定の削除	(第35条)削除 ・個人型DCの加入対象外の者の規定を削除
4	脱退一時金の支給要件の見直し	(第60条第1項) ・個人型DC脱退一時金の支給要件判定に用いる個人別管理資産額は、企業型DCと個人型DCの資産額を合算した金額とする (第60条第2項) ・脱退一時金の支給要件である個人別管理資産額上限について、50万円(継続個人型DC運用指図者については25万円)から、25万円に改める ※従来は、個人型DCに加入可能な者は25万円、個人型DCに加入できない者は50万円と規定されていたもの
5	脱退一時金の支給要件における通算拠出期間の見直し	(第60条第4項)追加 脱退一時金の支給要件の判定に用いる通算拠出期間の算定において、企業型DCおよび個人型DCに同時に加入していた重複期間がある場合はどちらかの加入期間についてのみ通算拠出期間とする
6	個人別管理資産の移換に関する経過措置	(経過措置) 「平成29年1月1日」～「平成28年6月3日から2年以内で政令で定める日」 (第7条・第8条) 個人型DC加入者となることができる者または個人型DC運用指図者が、企業型DCの加入者資格を取得した場合、個人型DCの個人別管理資産を移換しないことを申し出た場合は、当該申し出た者の個人別管理資産は移換しないこととする (第9条・第10条) 個人型DC加入者または個人型DC運用指図者である企業型DC加入者が、企業型DCの加入者資格を喪失し、引き続き個人型DC加入者または個人型DC運用指図者である場合、その企業型DCの個人別管理資産の移換を申し出た場合は、連合会に移換することとする

3-4. 平成29年度厚生労働省税制改正要望公表

企業年金関連では、「特別法人税の撤廃」と「DCにおける退職所得控除に係る勤続年数の算定の見直し」の2点を要望

～以下、メールマガジン「平成29年度厚生労働省税制改正要望公表」転載～

9月1日、厚生労働省より、平成29年度の税制改正要望が公表されております。

企業年金関連では、「企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃」及び、「確定拠出年金における退職所得控除に係る勤続年数の算定の見直し」が盛り込まれています。

＜企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃＞

企業年金等（確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金）の普及を図るため及びこれらの健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税を撤廃する。

＜確定拠出年金における退職所得控除に係る勤続年数の算定の見直し＞

退職所得控除額の算定基礎となる勤続年数について、他制度から確定拠出年金へ移換した際60歳から確定拠出年金に加入するまでの期間等について、勤続年数に算入する取扱いに変更する。

4. 退職給付会計関連

4-1. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2015年度)

- 積立比率は72.5%と前年度比5.0ポイント低下
- 割引率の平均は0.58%(前年度0.98%)
- 割引率低下と運用パフォーマンスの低調で数理計算上の差異(損失)が6.3兆円発生※(前年度は1.7兆円の利益)
- 退職給付費用※は前年度比2.6%減少

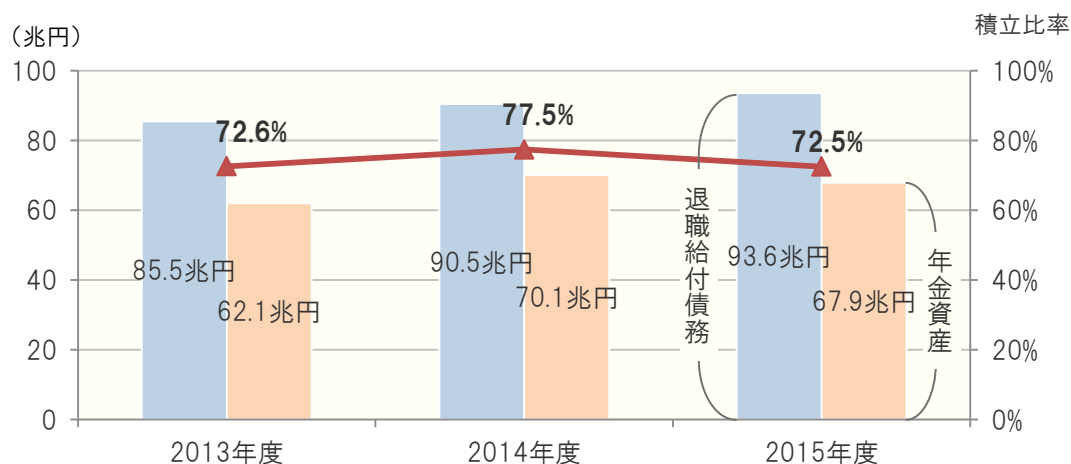
※ IFRS適用先64社を除いた集計

データ出所: 日本経済新聞デジタルメディア社のデータベース(日経NEEDSデータ)より弊社作成。以下同じ。

三菱UFJ年金ニュースNo.420(8/15)

積立比率

- ✓ 積立比率(年金資産/退職給付債務)は72.5%となり、前年度(77.5%)比5.0ポイント低下しました。
- ✓ 退職給付債務が増加(前年度比3.4%増)する一方、年金資産が減少(同3.1%減)したため、積立状況が悪化しました。

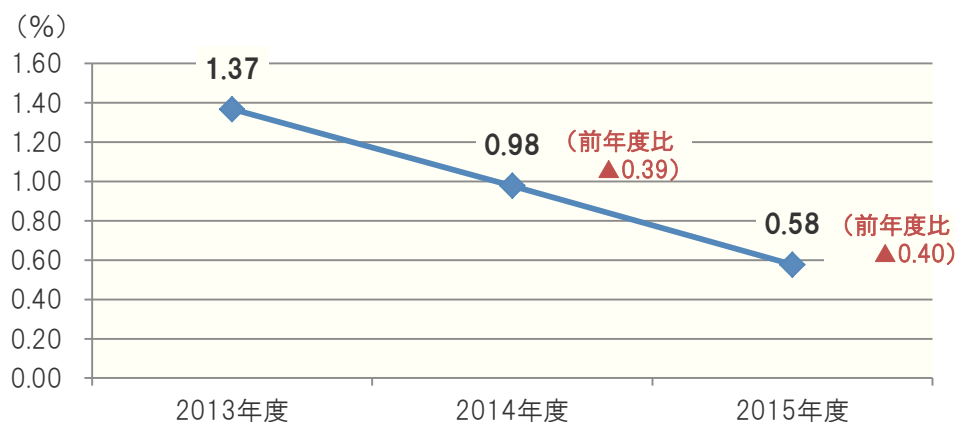


4-1. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2015年度)

割引率の状況

割引率の開示のある企業(対象社数2,247社)

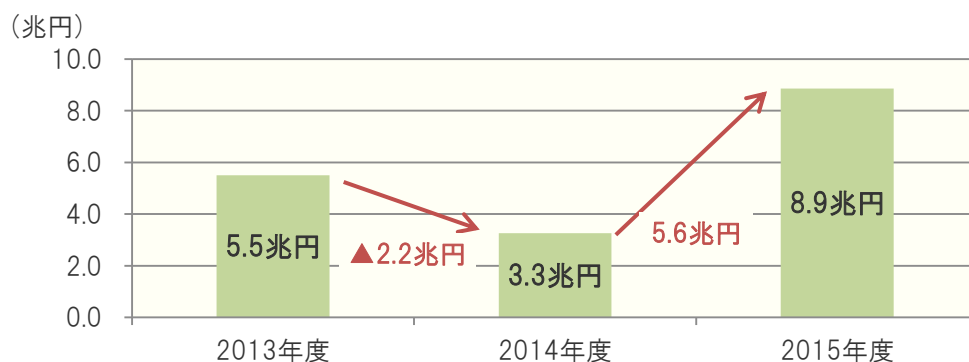
- ✓ 割引率(開示に幅がある場合は下限の率を集計)の平均は0.58%となりました。
- ✓ 前年度(0.98%)比▲0.40ポイントと、2年連続で大幅な低下となりました。
- ✓ なお、割引率をマイナスで設定した企業は32社(対象社数の1.4%)ありました。



未認識数理計算上の差異の状況

IFRS適用先を除いた集計(対象社数2,840社)

- ✓ 数理計算上の差異の発生額を要因別に見ると、退職給付債務から3.9兆円の損失、年金資産から2.4兆円の損失が発生しています。これは主に割引率引下げによる退職給付債務の増加と運用パフォーマンス低調による年金資産の減少が要因と思われます。
- ✓ その結果、未認識数理計算上の差異の残高は前年度から5.6兆円増加(170%増)し、8.9兆円(損失)となりました。



		(単位: 兆円)	
		2014年度	2015年度
期首残高		5.5	3.3
当期の増減額	数理計算上の差異の当期発生額(A)+(B)	▲1.7	6.3
	(A)退職給付債務からの発生額	3.0	3.9
	(B)年金資産からの発生額	▲4.7	2.4
	当期の費用処理額	▲0.6	▲0.6
	その他の増減	0.1	▲0.1
期末残高		3.3	8.9

(注) 正の値が負債の増加(損失)、負の値が負債の減少(利益)を示しています

4-1. 上場企業の退職給付会計数値の集計結果(2015年度)

退職給付に係る調整累計額の状況

日本基準適用かつ連結決算実施企業
(対象社数2,494社)

- ✓ 退職給付に係る調整累計額は1社平均11.1億円となり、自己資本に対する影響は平均▲0.91%となりました。

	2014年度		2015年度	
	合計	1社平均	合計	1社平均
退職給付に係る調整累計額(A)	0.3兆円	1.0億円	▲2.8兆円	▲11.1億円
自己資本(B)	305兆円	1,225億円	303兆円	1,216億円
(A)／(B)	0.1%	0.1%	▲0.91%	▲0.91%

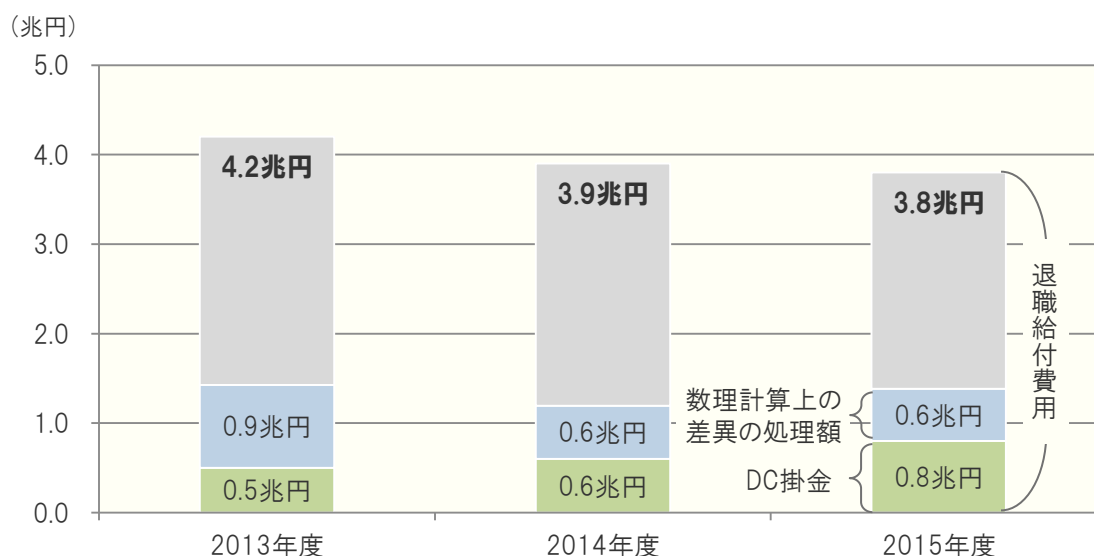
【補足】

- ✓ 未認識項目は税効果を考慮の上、「退職給付に係る調整累計額」として「その他の包括利益累計額」に計上します。
- ✓ 自己資本は、株主資本と「その他の包括利益累計額」の合計であるため、未認識項目の増減によって直接影響を受けることになります。

退職給付費用

IFRS適用先を除いた集計(対象社数2,840社)

- ✓ 退職給付費用は前年度比2.6%(0.1兆円)減と小幅な減少となりました。
- ✓ 多くの企業が発生した数理計算上の差異を翌期から費用処理するため、今期の費用に大きな変動はありませんでした。ただ、2015年度に発生した数理計算上の差異の費用処理がスタートする2016年度の退職給付費用は大幅に増加する見通しです。



4-2. ASBJ リスク分担型企業年金の会計上の取扱いに関する議論を再開

- 給付調整部分を他の制度から補てんする場合の取扱いについて議論
- 当該制度の取扱いについては未だ流動的※

～以下、メールマガジン「ASBJ リスク分担型企業年金の会計上の取扱いに関する議論を再開(4)」
転載～

9月23日、企業会計基準委員会(親委員会)が開催され、9月20日の退職給付専門委員会での審議内容の報告及び親委員会委員による議論が行われました。

9月20日の退職給付専門委員会では、リスク分担型企業年金の給付調整(減額)部分を、他の制度から補てんする場合(※)の取扱いについて、「リスク分担型企業年金と補てんする制度を一体の制度と捉え、当該リスク分担型企業年金は、(確定拠出型と同様には扱えず)確定給付型に分類する」という事務局案が示され、概ね支持する方向が確認されていました。

(※)例えば、退職金制度の一部をリスク分担型企業年金に移行し、リスク分担型企業年金の給付調整(減額)部分を退職一時金の増額により補てんする場合

しかし、9月23日の親委員会では、補てんする制度とリスク分担型企業年金を別制度とみなして会計処理を行う(補てんする制度は確定給付型、リスク分担型企業年金は確定拠出型とみなす)という意見も複数の委員から出されています。リスク分担型企業年金の給付調整部分を他の制度から補てんする場合の取扱いについては、まだ流動的であると言えます。

※ 10月3日に開催された退職給付専門委員会では、「補てんする制度だけでなく補てんされるリスク分担型企業年金も確定給付型として取り扱う」という事務局案が示されている。

4-3. ASBJ リスク分担型企業年金の会計上の取扱い 基準確定時期を延期

- 基準確定時期は、10月から11月にずれ込み
- マイナス金利の会計上の対応についての恒久的な取扱いの議論は、現時点で動き出す気配なし

～以下、メールマガジン「ASBJ リスク分担型企業年金の会計上の取扱い基準確定時期を延期」転載～

9月28日、企業会計基準委員会(ASBJ)は「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」を公表しました。この中で、「リスク分担型企業年金に係る会計処理に関する指針」は10月から11月の基準明確化を目標に検討を進めるとされました。もともと9月中を目指していましたが、現時点では審議が継続中であり、1～2ヶ月後倒しとなります。

なお、次回の退職給付専門委員会は10月3日に開催される予定です。

また、同計画では、マイナス金利に関連する会計上の対応についても触れられています。退職給付債務の算定に用いる割引率については、本年3月に「ゼロまたはマイナスいずれも可」という暫定的な取扱いが示されましたが、マイナス金利の長期化が想定される中、恒久的な取扱いの明確化が要請されたことへ対応するものです。しかし、記載された計画は「今後、検討が必要と判断された場合に、適時に対応を図る」というものであり、現段階で議論が動き出す気配はありません。

4-4. 年金債務最大91兆円

- 金利低下に伴う非継続基準抵触に留意が必要
- 低金利下でも、積立水準の引上げが有効

～以下、メールマガジン「年金債務最大91兆円」転載～

7月26日付日本経済新聞1面で「年金債務最大91兆円」という記事が掲載されています。マイナス金利導入に伴う退職給付債務の割引率低下により積立不足が大幅に増加したことを伝えています。予想されたことではありますが、改めてマイナス金利が年金制度にとって逆風であることを認識させられます。

記事では、割引率低下に伴う数理計算上の差異の処理が、今後の業績の重石になることを懸念しています。発生した数理計算上の差異は以後の年度で償却することが求められるため、利益を圧迫する要因となるからです。ただ、この償却負担は企業の“稼ぐ力”を低下させるものではありません。実際、IFRSでは数理計算上の差異を以後の年度で償却しないため、IFRS任意適用企業では、その後の収益にほとんど影響を与えません。

マイナス金利は短期にとどまらない可能性が出てきており、その対応に向けた動きも出てきています。例えば、退職給付債務の割引率の設定方法です。企業会計基準委員会は、本年3月に割引率は0又はマイナスいずれも可という暫定的な取扱いを公表しましたが、割引率をマイナスとした場合、理論的には退職給付債務は上限がなくなることになり、0を選択した企業と大きな格差が生じることが想定されます。こうした事情もあり、今後、同委員会で割引率の恒久的な取扱いについて検討が行われる見込みです。

個別企業(あるいは基金)にとっても、マイナス金利という逆風にどのように対応していくかは大きな課題です。先行してマイナス金利の影響が表面化したのは企業会計でしたが、マイナスが長期化すると影響は年金財政にも及んでいきます。例えば、非継続基準の予定利率は30年国債の5年平均であり、今年度は1.76%ですが、直近の30年国債の利回りは0.3%まで低下しています。現状の水準が継続すれば来年度は5年平均で1.4%程度と大幅に低下することが予想され、非継続基準の財政検証のハードルが上がってきます。

マイナス金利への対応といっても奇策はありません。給付原資を確保するという観点からは積立不足が解消されることが望ましいことは言うまでもありませんし、低金利下で期待運用収益率の低下を余儀なくされるのであればやはり積立水準を引き上げることは必要です。積立促進の方法としては、退職給付信託という会計上の積立に加え、年金財政上の積立方法もあります(想定される積立方法とその効果等については裏面をご参照ください)。各社の事情に応じて機動的に行っていくことが求められます。

4-4. 年金債務最大91兆円

	効果	留意点
退職給付信託	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 退職給付債務に対する積立不足の解消を目的とするため、会計基準対応策として最適 ✓ 時期・金額ともに任意に設定可能(即効性、自由度ともに高い) ✓ 積立超過時には超過部分の事業主への資産返還可能 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設定時点では退職給付債務に対する積立不足額が上限 ✓ 税制面での恩典はない
特例掛金の設定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 拠出額は非継続基準の積立不足の範囲内で任意に設定可能 ✓ 年金財政決算の翌年度または翌々年度に一括拠出も可能 ✓ 掛金は全額損金 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 年金財政決算時に非継続基準の積立不足がある場合に限定
予定利率引下げ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 年金財政上の積立目標(=数理債務)を退職給付会計上の積立目標(=退職給付債務)に近づけることが可能 ✓ 併せて目標収益率を引下げ、運用ストラクチャーを見直すことで、運用リスクの抑制、コストの安定化に繋がる ✓ 掛金は全額損金 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 標準掛金は恒久的に増加 ✓ 特別掛金は一定の期間で掛金を拠出(積立不足の一括拠出は不可) ✓ トータル拠出額は将来にわたり増加
リスク対応掛金の設定 (今後実現の見通し)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 拠出額は財政悪化時に想定される積立不足の範囲内で任意に設定可能(比較的自由度は高い) ✓ 掛金は全額損金 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 平成28年度中に実施可能となる見込み ✓ 一定の期間で掛金を拠出(積立不足の一括拠出は不可)

5. その他のトピックス

5-1 . 公的年金の受給資格期間、来秋より25年から10年に短縮へ

- 公的年金の受給資格期間が25年から10年に
- 施行期日は平成29年8月1日

～以下、メールマガジン「公的年金の受給資格期間、来秋より25年から10年に短縮へ」転載～

9月26日、政府は公的年金の受給資格期間短縮の施行日改正に係る法案を閣議決定し、同日開会の臨時国会に提出しました。

●法案の概要

公的年金の受給資格期間を25年から10年に短縮することについて、施行期日を消費税10%引上げ時から平成29年8月1日に改める(同年9月分の年金から支給し、初回の支払いは同年10月となる)

公的年金の受給資格期間短縮は、無年金の救済を目的として既に平成24年施行の「年金機能強化法」で定められていますが、当該法律では施行日が消費税10%への引上げ時とされていました。

消費税の引上げは平成29年4月から延期されることが表明されています。一方で、無年金の問題は喫緊の課題であるとの認識から、消費税引上げを待たずに実施すべく、今般施行日を改正するための法案が提出されました。

6. 年金ニュース・年金メールマガジン 発行履歴(平成28年7月～9月)

6. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (平成28年7月～9月)

	タイトル	公的年金	制度財政	企業会計	その他
平成28年 7月	DB年金の平成28年3月決算積立状況等		○		
	年金債務最大91兆円			○	
	厚年本体の平成27年度運用実績 (弊社推計値)について②	(○)			
平成28年 8月	「確定給付企業年金の規約の承認及び認可 の基準等について」の一部改正について		○		
	平成27年度の厚年本体利回り(確定値) :▲3.63%	○			
	確定拠出年金法等の一部を改正する法律の 施行に伴う関係政省令案に関する意見募集に ついて		○		
	上場企業の退職給付会計数値の集計結果 (2015年度)			○	
	平成27年度の最低責任準備金(期ズレなし) の付利率:▲3.63%(告示改正)			○	
	厚労省が企業年金積立金への特別法人税 課税の撤廃を要望			(○)	
	ASBJ リスク分担型企業年金の会計上の 取扱いに関する議論を再開			(○)	
平成28年 9月	平成29年度厚生労働省税制改正要望公表		○		

6. 年金ニュース・年金メールマガジン発行履歴 (平成28年7月～9月)

	タイトル	公的年金	制度財政	企業会計	その他
平成28年 9月	ASBJ リスク分担型企業年金の会計上の取扱いに関する議論を再開(2)			(○)	
	平成28年4月～6月の最低責任準備金(期ズレなし)付利率:年▲14.64%(告示改正)		○		
	ASBJ リスク分担型企業年金の会計上の取扱いに関する議論を再開(3)			(○)	
	ASBJ リスク分担型企業年金の会計上の取扱いに関する議論を再開(4)			○	
	確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の公布について			○	
	公的年金の受給資格期間、来秋より25年から10年に短縮へ	○			
	ASBJ リスク分担型企業年金の会計上の取扱い基準確定時期を延期			○	

※ ()は本資料に未掲載のニュースです。

- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。ようお願い申し上げます。
- 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行

年金コンサルティング部

03-6214-6368

(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))